

平成 28 年 6 月 27 日

「アムンディ・欧州セレクトティブ・リート・ファンド(愛称:ラ・グレイス)」

英国の EU 離脱が英国・その他欧州のリート市場に与える影響と見通しについて

アムンディ・ジャパン株式会社

6 月 23 日(現地時間)に実施された英国の EU(欧州連合)離脱を問う国民投票において、英国国民は EU 離脱を選択しました。英国の 43 年間の EU 加盟に終止符を打つこの投票結果は、英国のみならず EU に対しても政治的・経済的影響をおよぼすとみられます。現段階では、多数の不確定要素が存在し、英国国民による今回の選択は英国と欧州の両方にわたる不確実性の時代の幕開けであり、その結果、短期的に金融市場のボラティリティ(価格変動性)は上昇すると予想されます。

今後の見通しと運用方針について、「アムンディ・欧州セレクトティブ・リート・ファンド(愛称:ラ・グレイス)(毎月決算型)／(年 2 回決算型)」が主要投資対象とする「アムンディ・インターインベスト-リート・欧州」を運用するアムンディ アセットマネジメントの見解を以下にご報告いたします。

EU 離脱の結果を受けた金融市場の動向について

24 日の日本時間午後、英国の EU 離脱の可能性が高まったとの各種報道を受けて、英国、欧州の政治・経済情勢への先行き不透明感が高まり、リスク回避姿勢が強まったことから、アジアの株式市場は急落しました。日経平均株価が前日比 1,286 円安(-7.9%)となったほか、アジアの代表的な株価指数は 23 日の終値に比べ、オーストラリアで 3.1%、香港で 2.9%、シンガポールで 2.1%それぞれ下落しました。また、為替市場では大幅な円高が進行し、英ポンドは日本時間朝の高値から一時 10%以上急落したほか、米ドルも一時 100 円を割り込み 99 円台をつけるなど大荒れの展開となりました。同夕刻には英国の選挙管理委員会が離脱の結果を正式に発表したことから、欧米の株式市場も大幅安となり、代表的な株価指数は英国で 3.2%下落したのをはじめ、ドイツで 6.8%、フランスで 8.0%、米国で 3.4%下落しました。為替市場も円高地合いが続き、英ポンドは 139 円台前半、米ドルは 102 円台前半とそれぞれ前日に比べ大幅な円高水準で取引を終えました。

英国および欧州の今後の展開について

1. 英国脱退の法的根拠：リスボン条約第 50 条

キャメロン首相は国民投票キャンペーンの公約に従い、脱退条件を定めているリスボン条約第50条¹を速やかに発動するとみられます。いったん手続きが始まれば、英国は(EU加盟国以外の国を含む)すべての貿易相手国と貿易協定を再交渉する必要に迫られます。この交渉期間を確保するため、同条第3項は2年間の猶予期間を設けており、英国はこの期間中これまで通り、EUの加盟国としての地位を保ちます。この期間は延長することができますが、それには欧州理事会の全会一致が必要です。

2. 高まる英国での政権交代の可能性

キャメロン首相は国民投票の結果にかかわらず首相を続投する意向を示していましたが、離脱を受けて10月の保守党大会までに辞任する意向を表明しました。今後の政権の政治課題(貿易交渉をいつ始めるのか、目標はどうするのか、いかなる財政政策を実行するのか、等々)は現時点では未知数です。

3. 異なる英国とEUでの経済面への影響

英国のEU離脱は不確実性の時代の幕開けであり、これが英国の内需を下押しするでしょう。英国経済がリセッション(景気後退)に陥ることも考えられます。一方、ユーロ圏の景気回復は域内需要に主導されていることから、こうした混乱がユーロ圏の景気回復を危うくするとは考えておりません。市場の見方は2017年の英国のGDP(国内総生産)成長率に対する影響を1.4%、ユーロ圏の成長率に対する影響を0.3%と推定しています。とはいえ、こうした影響は極めて不確実です。見通しが全体的に明確でないことから、短期的には、(1)家計の貯蓄率の上昇(予備的貯蓄)、(2)企業の投資面および雇用面での慎重姿勢の高まり、(3)資本流入の鈍化等の可能性があります。さらに、英国の金融資産にリスク・プレミアムが上乘せされるようになり、経済活動へのマイナス影響が増幅されることも考えられます。より長期的には、GDPへのマイナス影響が継続するという分析もあり、2020年には英国の経済活動損失が3~9%になるとの予測もあります。

4. 政治面の影響は英国、EU共に同程度

EU離脱の決定は英国全体に適用されますが、総じてEU残留を支持したスコットランドは英国政府に対し、EUに残留するために²スコットランド独立を問う新たな住民投票を実施するよう求める可能性があります。英国政府はこの要求を拒絶しにくいと考えられ、住民投票が実施されれば北アイルランドやウェールズも同様の要求をすることも想定されるため、(分離の可能性は極めて低いとはいえ)英国の政治的緊張が増すと予想されます。さらに、今回の投票をめぐる意見が極度に対立した保守党は弱体化しており、次の政権はより不安定なものになるとみられます。EU離脱により、英国の国際舞台での重要性が低下することは明白です。一方、「ヨーロッパ・アラカルト(EU諸国が特定の国の事情に配慮する傾向が強くなったこと)」というテーマはEUを不安定にする恐れがあります。英国の脱退はEUの重心が大陸欧州にシフトするという意味で大きな環境変化です。特にドイツとフランスは協調をより強化する必要に迫られることとなります。単一通貨からの脱

退はいかなるユーロ圏加盟国の利益にもなりません、(ユーロ圏外の)一部の EU 加盟国が英国に与えられたものと同様のメリット³ を要求する可能性があります。EU の創設理念とは正反対の「ヨーロッパ・アラカルト」というテーマは、海外投資家の信頼感を低下させるおそれがあり、こうした変化を回避するために、EU 加盟国の政府は一致団結する必要があります。

5. 長期間にわたる新貿易協定交渉の始まり

英国には、いくつかの選択肢があります。EEA(欧州経済領域)に参加する、スイスやトルコなど一部の国で採用されている仕組みを使う、そして最後に WTO(世界貿易機関)のルールに従うという選択肢です。WTO ルールは現状の枠組みから大きく離れるため、英国にとって最もコストのかさむ解決策です。いずれにせよ、これらの解決策は現段階では両当事者にとって好ましいものではなく⁴、そのため、二国間協定で補完するような EU との「オーダーメイド」協定が結ばれることになると考えられます。この様な協定を結ぶにあたっての交渉期間は極めて長くなる傾向にあり、平均では完了までに 4~10 年程度かかると見られます。こうした背景から英国は 2 年以上 EU の一部としてとどまる可能性もあると考えています。

6. 金融サービス：離脱交渉における大きな障害

各国政府は交渉期間中、EU と英国間の貿易が大きな影響を受けないことを保証することにより信頼感が損なわれないように努力するとみられます。関税に関する交渉は両当事者の利害がほぼ一致することから懸念材料にはならないとみられます。一方、金融サービスは、英国、EU 双方にとり戦略的に重要なため、交渉は長期間にわたり困難なものになることは確実です。英国は EU の代表的な金融センターであり、EU の金融サービスの約 25%、金融サービスの輸出の約 40%を占めています。また、金融サービスは英国の GDP の約 8%を占めています。他の金融市場がロンドンに取って代わることは想定しにくいものの、英国の銀行が「欧州パスポート」を失うことにより、一部の事業部門はアイルランドや他の EU 市場に移転すると見込まれます。そのため、英国のサービス貿易黒字(GDP 比 5%)が将来大幅に縮小し、(過去 2 年の平均で GDP 比 -5%という)過去最高水準にある対外経常赤字の穴埋めが困難になる恐れがあります。

7. 金融市場の混乱が投資機会を提供

ごく短期的には、おそらく英ポンドと各国株式市場の下落が予想されます。リスク回避の動きが波及することで、ユーロ圏周縁国国債の利回りが上昇し、さらに、英国とユーロ圏のクレジット市場で流動性が著しく悪化することも考えられます。この場合、質への逃避により、相対的に安全な国債(ドイツ、米国)の利回りが低下し、金価格の上昇がみこまれます。ユーロへの影響は明確ではありませんが、投資家が EU の結束を疑問視すれば、すべての主要通貨に対して大幅に下落する恐れもあります。

8. 中央銀行は必要に応じて協調介入の用意

銀行の流動性へのアクセスを保証するために、ECB(欧州中央銀行)とイングランド銀行(中央銀行)は協力を強化すると発表しています。極めて大きな混乱が起きれば、他の主要中央銀行(特にFRB(米連邦準備理事会))との協調介入の可能性もあり、ECBが一時的に証券購入プログラムを加速することも考えられます。イングランド銀行に関しては、金融市場の安定性が脅かされれば、あらゆる対応策を講じると思われれます。一方、各国政府は結束を示したり、新貿易協定の締結に必要な時間的猶予を英国に保証することで、市場に安心感をもたらすでしょう。しかし市場が混乱した場合はあらゆる資産クラス(株式、周縁国国債、社債、通貨)に対する投資機会が生まれてくることも考えられます。特に市場が過剰反応し、資産価格がファンダメンタルズ(基礎的条件)から大きく離した場合には絶好の投資機会となると思われれます。

結論

英国のEU離脱は重大な事象であり、英国とEU諸国の両方にとって大きな試練です。英国は景気後退を回避する必要があると、市場の不安感をかきたてることなく新たな貿易協定を結ぶ必要があります。一方、EU諸国はEUのさらなる分裂を招きかねないような動きを食い止める必要があります。しかし、英国とEU諸国がこれからどのような事態に直面するのかがまだ不透明な部分が多く、英国のEU離脱の移行期間中は、政府も中央銀行もさまざまな手立てを講じると考えられます。EUは加盟各国政府の立場を調整し、英国の「秩序ある脱退」を達成するために緊密に協力し合うでしょう。これまで、EU諸国は様々な局面に上手く対処し、これを追い風として結束を強化してきました。今後は、特に独仏両国がEUの連邦的なつながりをより強固なものとする上で重要な役割を果たすことに疑問の余地はありません。とはいえ、欧州がむかえる試練は大きなものであり、今後の道程は長期間にわたる可能性があると考えられます。

1. 第1項 加盟国は自国の憲法上の要件に従い、EUからの脱退を決定することができる。
第2項 脱退を決定した加盟国は欧州理事会に当該意思を通知する。EUは欧州理事会が示す指針に照らし、当該加盟国と交渉し、脱退に関する取り決めを規定し、将来のEUとの関係に関する枠組みを考慮した協定を締結する。
第3項 欧州憲法は脱退協定の発効日またはこれが発効しない場合には第2項に規定する通知から2年後に(ただし、欧州理事会が当該加盟国との合意によりこの期間の延長を決定する場合はこの限りでない)、当該加盟国に対する適用を停止する。
2. 第50条の手続きは英国全体に関するものであることから、スコットランドは実際にはEU加盟を再申請しなければなりません。
3. 2016年2月19日の合意はマルチレベル連合に関する手続きを合法化し、英国のEU内での特別な地位を強化しました。具体的には、英国はこの合意の下で、(1)ユーロ圏内で取られた決定に関する発言機会、(2)ユーロ圏の支援策への不参加、(3)政治統合プロセスや「一層緊密な統合」の免除を取り決めました。さらに、EU議会は今後、いわゆる「レッドカード」原則の下で理事会の決定を阻止することができます(これには55%の多数決が必要です)。最後に、英国は新たな移民の雇用受給権を入国から4年間制限する権利を取り決めました。総合すると、これらのキャメロン首相への土壇場での「譲歩」は主に、同首相のEU残留への支持と積極的なキャンペーンを確保することを目的としていました。長期的には、これらにより欧州という大構築物の「水門」が開くリスクがあります。
4. 確かに、英国を危機に追い込み過ぎないようにすることは欧州の利益となるため、一定の譲歩を行い英国のEU離脱のコストを限定するでしょう。しかし、この場合、他のEU加盟国が英国に追随してEUを離脱するのを思いとどまらせるために、英国がEU離脱による痛みを完全に免れられないようにすることも欧州の利益です。

欧州リート市場の今後の見通しと運用方針について

弊社では、英国の EU 離脱が英国の GDP(国内総生産)成長率の減速、失業率の上昇、将来的なオフィス需要の減退を招く可能性があると考えています。また、市場アナリストの多くは向こう 1 年から 2 年にかけて、英国の不動産価格が 10%から 20%程度下落すると予想しています。

その一方で、こうした悪材料をある程度相殺する要因もあると考えます。

- ① 英ポンドの下落により、海外投資家から見た英国の不動産価格が魅力的になり、不動産市場の下支えとなりえること。
- ② イングランド銀行(中央銀行)は 7 月にも政策金利を引き下げる可能性があるほか、量的緩和を再開する可能性もあること。
- ③ EU 離脱により英国内のオフィス開発における投機的な動きが減少し、将来的なオフィス供給量の減少につながる。

国民投票の直前は、英国の大型リート銘柄は NAV(純資産価値)に対して 20%前後低い水準となっていました。長期的には 10%前後のディスカウントが平均水準ではありますが、過去において市場混乱時には 30%から 40%のディスカウント水準で取引されていたこともあり、当面は変動性の高い状況が続きそうです。

一方で、大陸欧州のリートは売り圧力にさらされる場面もあると見込まれますが、低金利環境、パリやフランクフルトなど大都市でのオフィス需要が高まる可能性、魅力的な配当利回りなどが市場の下支えになると考えられます。

運用チームは引き続き大規模ショッピングモール、ドイツの住宅関連など、物件開発による成長余地がある銘柄や、希少性のある主要都市中心商業地区のオフィス保有銘柄などを有望と見ています。

ポートフォリオでは、英国をアンダーウェイトとする一方、フランス、ドイツなどをオーバーウェイトとしています。6 月 16 日現在の英国リートの組入比率は 26%です。また、英ポンドを含むユーロ以外の通貨は対ユーロでヘッジしています。

ファンドの目的

当ファンドは、インカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

「アムンディ・欧州セレクトティブ・リート・ファンド(毎月決算型)」「アムンディ・欧州セレクトティブ・リート・ファンド(年2回決算型)」を、それぞれ「毎月決算型」、「年2回決算型」と略す場合があります。また2本のファンドを総称して「アムンディ・欧州セレクトティブ・リート・ファンド」または「当ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。

ファンドの特色

① 当ファンドは、欧州主要国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(リート)を実質的な主要投資対象とします。

* 不動産投資信託証券を、以下「リート」といいます。 * 実質的に不動産関連株式等にも投資します。

・欧州のリートを主要投資対象とする円建の外国籍投資信託「アムンディ・インターインベストリート・欧州(ユーロ、I4シェアクラス)」と、円建の国内籍投資信託「CAマネーブルファンド(適格機関投資家専用)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式[※]で運用します。

※ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。投資信託証券を、以下「投資信託」と記載します。

・欧州のリーートの運用は、アムンディ アセットマネジメントが行います。

・「アムンディ・インターインベストリート・欧州(ユーロ、I4シェアクラス)」は、ユーロ建以外の資産に投資する場合、原則として対ユーロで為替取引を行います。

② 「毎月決算型」と「年2回決算型」があります。

・「毎月決算型」は、毎決算時(原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

・「年2回決算型」は、毎決算時(原則として毎年2月および8月の25日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。

・分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

・留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主としてリートなど値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**各ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。各ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因としては、リーートの価格変動リスク、為替変動リスク、流動性リスク、信用リスク等が挙げられます。なお、基準価額の変動要因(投資リスク)は、これらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、各ファンドの繰上償還等があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

《当資料のお取り扱いについてのご注意》

当資料は、「アムンディ・欧州セレクトティブ・リート・ファンド(毎月決算型) / (年2回決算型)」の商品内容説明資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した資料です。当資料に記載したコメントは、将来を保証するものではなく、資料作成時点における当社の見解や予想であり、将来の経済・市場環境、政治情勢等の変化により予告なく変更することがあります。当資料に記載したデータは資料作成時点のものであり将来の傾向、数値等を示唆するものではありません。購入のお申込みを行う場合には、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず商品内容、リスク等の詳細をご確認の上、ご自身のご判断でお申込みください。

《投資信託ご購入時の注意点》

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいようお願い申し上げます。

●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。●投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。●銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●投資信託の設定・運用は委託会社が行います(銀行は販売の窓口となります)。●投資信託は値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に投資するため、運用実績は市場環境等によって変動します。したがって、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。●投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。●投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

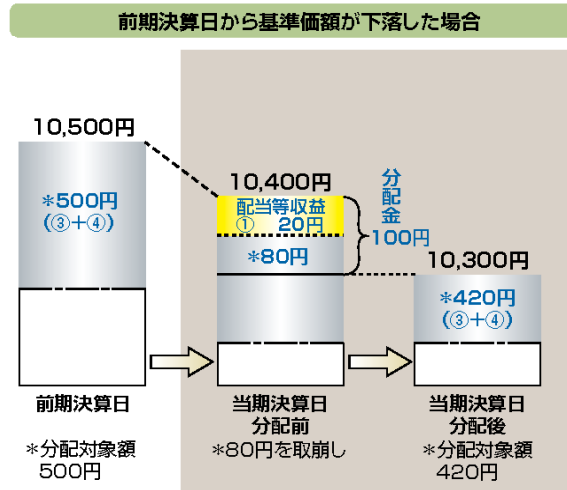
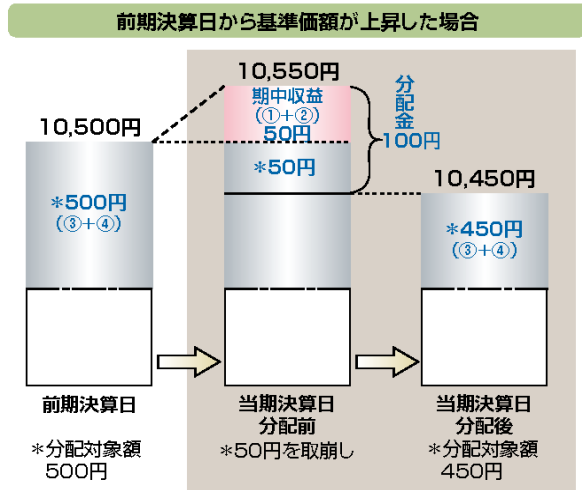
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

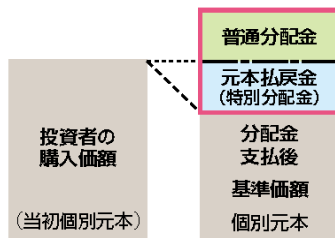


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

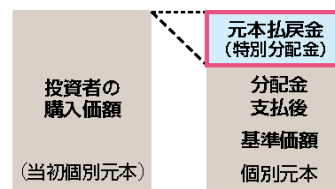
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり幅が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日(ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合)には、受け付けません。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	平成31年2月25日までとします。(設定日:平成26年3月14日)
決算日	毎月決算型 :年12回決算、原則毎月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。 年2回決算型:年2回決算、原則毎年2月および8月の各25日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。
スイッチング	販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用税金がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は 2.7% (税抜2.5%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	実質的な負担の上限:純資産総額に対して 年率1.6964%(税込)* ※各ファンドの信託報酬年率0.8964%(税込)に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.80%)を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。 ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は有価証券届出書作成日現在のものです。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等 ※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆各ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会
受託会社	株式会社 りそな銀行(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
販売会社	販売会社については巻末をご参照ください。
ファンドに関する照会先	委託会社の名称:アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン:0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

販売会社一覧(業態別・五十音順)

金融商品取引業者等		登録番号	日本証券 業協会	一般社団 法人投資 信託協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○				
株式会社 近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○				
株式会社 埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○			○	
株式会社 りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○			○	